

医療施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、へき地（過疎地域等を含む。）医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) へき地医療拠点病院施設等整備事業

平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業又は設備整備事業

(2) へき地診療所施設等整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて市町村等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）又は知事が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。以下同じ。）及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業又はへき地診療所の設備整備事業

(3) へき地患者輸送車整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 市町村等、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が行う患者輸送車又は患者輸送用雪上車の整備事業

イ 知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送車又は患者輸送用雪上車の整備事業

ウ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定区域内に所在するへき地診療所（へき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。）の開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業

(4) へき地巡回診療車整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 市町村等、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車又は歯科巡回診療車の整備事業

イ 知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車又は歯科巡回診療車の整備事業

(5) 過疎地域等特定診療所施設等整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業又は設備整備事業

(6) へき地保健指導所施設等整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門若しくはその保健師住宅の施設整備事業又はへき地保健指導所の設備整備事業

(7) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日付け医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づいて市町村等又は知事が認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業

(8) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日付け医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社及び長野県厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業

(9) へき地・離島診療支援システム設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

(10) 離島等患者宿泊施設施設等整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う離島等患者宿泊施設の施設整備事業又は設備整備事業

(11) 産科医療機関施設等整備事業

平成21年4月1日付け医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づいて市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う産科医療機関の施設整備事業又は設備整備事業

(12) 死亡時画像診断システム等整備事業

平成27年4月9日医政発0409第23号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づいて市町村等及び知事が適当と認める者が行う死亡時画像診断システム等の施設整備事業又は設備整備事業

(13) 公的病院施設整備事業

日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が行う次の事業とする。

ア 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日付け健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づいて行う臨床研修病院の研修棟の施設整備事業

イ 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日付け健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づいて行う臨床研修病院の施設整備事業

(14) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日付け医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する施設整備事業

(15) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

平成27年4月9日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及

び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づいて市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う実施する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

(16) 院内感染対策施設整備事業

平成21年3月20日医政発033009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業

(17) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

(18) 分娩取扱施設等整備事業

平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う分娩取扱施設等整備事業又は設備整備事業

(19) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」に基づき、知事が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

(20) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村等及び知事が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(21) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき、市町村等及び知事が適当と認める者が開設する医療機関が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(22) 遠隔ICU体制整備促進事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、知事が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業

(23) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設等整備事業）

令和6年8月27日6感第79号長野県健康福祉部長通知「長野県 新興感染症対応力強化事業実施要綱」に基づき、都道府県と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業又は設備整備事業）

第2の2 第2にかかわらず、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第6条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

内において、病院を新築、増築又は移転改築する事業については、交付の対象としない。ただし、山間地域等において適切な医療提供のため当該区域内での建設が避けられないと認められる場合は、この限りでない。

(交付の対象外費用)

第3 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、1か所または1品につき算出された額が、次の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、第4欄に掲げる補助率が定額の事業は、(1)により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000 m ² (2) 医師住宅 1戸当たり 80 m ² (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、	10分の10以内	1か所につき5,000千円

		廊下、便所、暖冷房、 附属設備等) (3) 医師住宅		
へき地医療拠点病院設備整備事業	医療機器整備費 1か所当たり 55,000 千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	10 分の 10 以内	1 品につき 500,000 円
	歯科医療機器等整備費 1か所当たり 27,500 千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1 品につき 100,000 円
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア) 5床以下 240 m ² (イ) 6床以上 760 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2 分の 1 以内	1 か所につき 1,000 千円
	ヘリポート 1か所当たり 92,489 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
へき地診療所設備整備事業	医療機器整備費 1か所当たり 16,500 千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2 分の 1 以内	1 品につき 250,000 円
へき地患者輸送車整備事業	患者輸送車 (1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829 千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474 千円	患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費	2 分の 1 以内	—
	患者輸送用雪上車	患者輸送用雪上車購入費		—

	1 台当たり 8,543 千円			
	医師往診用小型雪上車 1 台当たり 440 千円	医師往診用小型雪上車購 入費		—
へき地巡 回診療車 整備事業	巡回診療車 1 台当たり 1,426 千円	巡回診療用自動車及び 診療車に積載する医療機 械器具購入費	第 2 の (4) のアの事業 2 分の 1 以内	—
	巡回診療用雪上車 1 台当たり 4,241 千円	巡回診療用雪上車及び 診療用雪上車に積載する 医療機械器具購入費	第 2 の (4) のイの事業	—
	歯科巡回診療車 1 台当たり 3,738 千円	次に掲げる機械器具を 装備した歯科巡回診療用 自動車購入費 卓上型ユニット、歯 科治療台、歯科用コン プレッサー、キャビネ ット、煮沸消毒器、そ の他診療に必要な機器	10 分の 10 以内	—
過疎地域 等特定診 療所施設 整備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	過疎地域等特定診療所 として必要な次の各部門 の新築、増築、改築及び 改修（既存の過疎地域等 特定診療所の改修は除 く。）に要する工事費又は 工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬 剤室、エックス線室、 暗室、待合室、看護師 居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住 宅 (3) 看護師住宅	4 分の 3 以 内	1 か所につき 3,750 千円 （ただし、改修 の場合について は、1,500 千円）
過疎地域 等特定診 療所設備 整備事業	医療機器整備費 1 か所当たり 16,500 千円	過疎地域等特定診療所 として必要な医療機器整 備費	4 分の 3 以 内	1 品につき 75,000 円
へき地保 健指導所	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ	へき地保健指導所とし て必要な次の各部門の新	3 分の 1 以 内	1 か所につき 1,666 千円

施設整備事業	た額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120 m ² (2) 指導部門のみの場合 70 m ² (3) 住宅部門のみの場合 50 m ²	築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 (問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室) (2) 住宅部門 (保健師住宅)		
へき地保健指導所設備整備事業	保健師用自動車 1台当たり 478千円	保健師用自動車購入費	3分の1以内	—
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備費 1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 (1) 遠隔病理診断 ア 支援側医療機関 4,598千円 イ 依頼側医療機関 14,198千円 (2) 遠隔画像診断及び助言 ア 支援側医療機関 16,390千円 イ 依頼側医療機関 14,855千円 (3) オンライン診療装置 8,250千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費	2分の1以内	1か所につき 150,000円
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20 m ²	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。）	3分の2以内	—
へき地・離島診療支援システム設備	情報通信機器 1か所当たり (1) 支援側医療機関 7,857千円	へき地における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等	2分の1以内	—

整備事業	(2) 依頼側医療機関 7,857 千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)	の購入費		
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に352 千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40 m ² (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は知事が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の2以内	—
離島等患者宿泊施設設備整備事業	初度整備費 1室当たり 233 千円 (ただし、8室を上限とする。)	離島等患者宿泊施設の初度整備に必要な備品購入費	3分の2以内	—
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 194 m ² (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし2室を限度とする。)	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	2分の1以内	1か所につき 1,000 千円
産科医療機関設備整備事業	医療機器整備費 1か所当たり 17,035 千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2分の1以内	1品につき 100,000 円
死亡時画像診断システム等施設整備事業	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 42,621 千円 (2) 解剖室整備の場合 105,782 千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1以内	—

死亡時画像診断システム等設備整備事業	<p>医療機器整備費</p> <p>1か所当たり</p> <p>(1) 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円</p> <p>(2) 解剖室設備の場合 53,700千円</p>	<p>死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）</p>	2分の1以内	—
研修医のための研修施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合 研修医数×30 m² (ただし、1,000 m²を限度とする。)</p> <p>(2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)</p>	<p>研修棟として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等</p>	2分の1以内	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 500 m²</p>	<p>臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。</p> <p>(1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診療室)</p>	2分の1以内	1か所につき 1,000千円

		(2) 救急診療部門 (診察室、処置室) (3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
有床診療 所等ス プリン クラー 等施設 整備事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とし、消火ポンプ ユニットを整備する場 合は(1)、(2)に限り 1 施設 当たり 2,350 千円を加算 する。 (1) 通常型スプリンク ラー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 23 千円 (2) 水道連結型スプリン クラー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 22 千円 (3) パッケージ型自動消 火設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 27 千円 (4) 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 26 千円	スプリンクラー(パッ ッケージ型自動消火設備を 含む)整備のために必要 な工事費又は工事請負費	2 分の 1 以 内	—
	自動火災報知設備を新 設する場合 1 施設当たり 1,222 千円	自動火災報知設備整備 のために必要な工事費又 は工事請負費	定額	
南海トラ フ地震に 係る津波 避難対策 緊急事業	へき地医療拠点病院 329,194 千円	へき地医療拠点病院の 新築に要する工事費又は 工事請負費及び既存建物 の除去費	2 分の 1 以 内	—
	へき地診療所	へき地診療所の新築に		

	18,872 千円	要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費		
院内感染対策施設整備事業	1 室当たり 15,724 千円とし、空調設備（空気清浄度クラス 1 万以上）を整備する場合は 35,787 千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	3 分の 1 以内	—
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ 1 m 当たり 基準単価 93 千円 (ただし 30m を上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	3 分の 1 以内	—
分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194 m ² (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし 2 室を限度とする。)	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	2 分の 1 以内	1 か所につき 1,000 千円
分娩取扱施設設備整備事業	医療機器整備費 1 か所当たり 17,035 千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2 分の 1 以内	1 品につき 100,000 円
ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	情報通信機器 1 か所当たり (1) 支援側医療機関（周産期母子医療センター等） 20,000 千円 (2) 依頼側医療機関（分娩施設等） 10,000 千円	ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費	2 分の 1 以内	—
実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	医療機器整備費 1 か所当たり 71,191 千円	実践的な手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	2 分の 1 以内	—

業				
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費 1台当たり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	2分の1以内	—
遠隔ICU体制整備促進事業	情報通信機器 1か所当たり (1)支援側医療機関 120,000千円 (2)依頼側医療機関 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び付属機器等の購入費	2分の1以内	—
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業)	病室の感染対策に係る整備 1室当たり 14,546千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)	3分の2以内	—
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価239,300円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の10以内	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価239,300円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費		
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関)	病床確保に係る協定締結医療機関 (1)簡易陰圧装置の場合 1病床当たり 4,320千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器(PCR検査装置)、簡易ベッドの購入費	10分の10以内(ただし、「HEPAフィルター付き空気清	—

関設備整備事業)	(2) 検査機器 (PCR 検査装置) の場合 1 台当たり 9,350 千円	(ただし、新規購入及び増設する場合に限る。)	浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)」は、県から過去に新型コロナウイルス感染症対策として、
	(3) 簡易ベッドの場合 1 台当たり 51,400 円		
発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装置) の場合 1 台当たり 9,350 千円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置)、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) の購入費	「HEPA フィルター付き空気清浄機」を整備するための経費について補助を受けた実績がある医療機関については、補助率を「2/3以内」とする。
(2) 簡易ベッドの場合 1 台当たり 51,400 円	(ただし、「検査装置 (PCR 検査装置) は、流行初期において検査対応を行う内容の協定を締結する医療機関に限り、対象とする。また、新規購入及び増設する場合に限る。)		
(3) HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) の場合 1 か所当たり 905 千円			

- (注) 1 施設整備事業については、過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積 (基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。) から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

第5 第2の事業について、第4により1か所又は1品につき算出された額が、第4の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき (その事業費総額の20%を超える変更をしようとするときに限る。) 又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (4) 施設整備事業にあつては、遂行状況を毎年度12月31日までに知事に報告すること。

- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行うこと。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、医療施設施設等整備費補助金交付申請書によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第13第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

（変更申請等）

第8 第6に規定する報告又は承認は、別に定める書類を知事に提出して行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第9 第6第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 建物の設置場所であって、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないもの
- (2) 建物の規模、構造又は用途であって、機能を著しく変更しないもの
- (3) 補助対象経費の20%以内で増額又は減額する場合
- (4) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合

（事前着手）

第10 交付対象事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする事業者が、前項ただし書きに該当する場合には、別に定める事前着手届を知事へ提出するものとする。

（実績報告）

第11 この補助金の事業実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに別に定める報告書を知事に提出するものとする。

（交付請求）

第12 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、医療施設施設等整備費補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第13 第7第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当た

って、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 2 第7第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が明らかにならない場合又は0円の場合を含む。)には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに知事に報告するとともに、知事により返還命令を受けてこれを返還するものとする。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

<間接補助事業の場合>

- 3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

(申請書等の様式)

- 第14 この要綱に規定する申請書等の様式及び書類の提出部数は、別に定める。

(その他)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年度の補助金から適用する。
- 2 へき地中核病院施設整備事業補助金交付要綱、へき地中核病院設備整備事業補助金交付要綱、過疎地域等特定診療所整備事業補助金交付要綱、休日夜間急患センター施設整備事業補助金交付要綱、病院群輪番制施設等整備事業補助金交付要綱、救命救急センター施設等整備事業補助金交付要綱及び老人デイケア施設等整備事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則 (平成5年8月23日一部改正5医第388号)

この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附 則 (平成6年11月14日一部改正6医第489号)

この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附 則 (平成7年11月1日一部改正7医第474号)

この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

附 則 (平成8年6月27日一部改正8医第279号)

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則 (平成9年5月23日一部改正9医第353号)

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

附 則 (平成10年6月11日一部改正10医第623号)

この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

附 則（平成12年1月28日一部改正11医第792号）

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則（平成12年3月17日一部改正11医第962号）

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則（平成12年5月17日一部改正12医第263号）

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則（平成12年3月19日一部改正12医第904号）

この要綱は、平成13年3月19日から適用する。

附 則（平成13年5月17日一部改正13医第247号）

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成13年11月7日一部改正13医第775号）

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成14年10月30日一部改正14医第461号）

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年3月10日一部改正14医第756号）

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年7月29日一部改正15医第333号）

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成16年11月15日一部改正16医第602号）

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年3月31日一部改正16医第861号）

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年5月20日一部改正17医第168号）

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月27日一部改正17医第896号）

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成19年3月15日一部改正18医政第398号）

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年9月12日一部改正20医政第471号）

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年11月13日一部改正20医政第573号）

この要綱は、平成20年10月16日から適用する。

附 則（平成21年2月19日一部改正20医政第777号）

この要綱は、平成21年1月27日から適用する。

附 則（平成21年6月4日一部改正21医政第212号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年8月20日一部改正22医第253号）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年8月19日一部改正23医第206号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月31日一部改正24医第239号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月5日一部改正25医第178号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月20日一部改正25医第633号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日一部改正26医第229号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月26日一部改正27医第326号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月4日一部改正28医第289号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月26日一部改正28医第406号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年8月29日一部改正29医第324号）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月23日一部改正30医第211号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月19日一部改正元医第342号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月6日一部改正2医第261号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。ただし、「感染拡大防止のための歯科医療設備整備事業」については、令和2年5月28日から適用する。

附 則（令和2年12月9日一部改正2医第364号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月16日一部改正2医第559号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月2日一部改正3医第367号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月15日一部改正3医第388号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月21日一部改正4医第343号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月22日一部改正5医第398号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年10月7日一部改正6医第329号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(別表) 1 m²当たり単価表

(単位：円)

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,900
	診療棟	鉄筋コンクリート	295,100
		ブロック	258,500
	医師住宅	鉄筋コンクリート、木造	198,300
		ブロック	172,500
へき地診療所 過疎地域等特定診療所 へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート、木造	198,300
		ブロック	172,500
	豪雪地区	鉄筋コンクリート、木造	212,200
		ブロック	185,400
	医師臨床研修病院 研修医環境整備	鉄筋コンクリート、木造	294,800
		ブロック	257,100
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート、木造	264,400
		ブロック	230,900
	宿泊施設	鉄筋コンクリート、木造	294,800
		ブロック	257,900
研修医のための研修施設	鉄筋コンクリート、木造	295,100	
	ブロック	258,500	
臨床研修病院	鉄筋コンクリート	295,100	
	ブロック	258,500	
分娩取扱施設	分娩室、病室、 入所室等	鉄筋コンクリート、木造	264,400
		ブロック	230,900
	宿泊施設	鉄筋コンクリート、木造	294,800
		ブロック	257,900

- (注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、知事が必要と認めた額とする。
- 3 豪雪地区とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。